

味を別様に解釋してゐるので、功勞者の名を擧げるのに差を生じたのである。此等諸氏の外に直接關係しないが學制制定に大なる影響を與へたのは福澤諭吉である。こゝは衆論が一致してゐる、吉田熊次博士も「明治大正の文化」(太陽)の中で

加之、福澤諭吉氏の慶應義塾は夙に英米の文化を輸入しつゝ、あつたが、文部省關係方面には大なる勢力を持つて居たのであるから、學制に基く新教育には其の影

響が多かつたのである。

こ説いて居られる。現に慶應義塾出身の文部省役人や教員が可なり多かつた。石黒忠恵氏の如きは或時「三田の文部省」こいふ語を用ひて憤慨されたこいふ逸話さへ傳つてゐる(教育五)。福澤の思想が學制に織込まれてゐる事は信じてよい。然らば學制の内容を思想こはさうであらうか。(以下次號)

宋代の太學生生活(上)

宮崎市定

内容——一、宋代太學の沿革——二、三舍の法——三、試験餘話——四、齋舍——五、學校騒動——六、學規

一 宋代太學の沿革

支那では唐より宋へ移る間に、社會の各方面に種々の變動が起り、進歩もした。宋代は儒教史上では漢唐訓詁

の學から一變して、性理の學が發生した時代である。同じ潮流が儒教の實際的方面にも現れて、教育史上にも特色ある時代相を呈してゐる。太學なるものも古くからあるが、其制度が完備し、今日吾人の考へる學校なるものこ餘り違はぬものが出來たのも此時代である。

尤も宋も初から立派な太學が存在したわけではない。

國初には五代紛亂の後を受けて、僅に名ばかりの國子監なるものがあつて、官吏の子弟を教育する機關になつてゐた。建物もあり、教官も揃つて居り、學生もあるのだがこの學生は、一向に學校へ出て來ない。其中に朝廷に科擧があるに國子監では地方とは別に解試を行つて、監生に進んで省試を受ける資格を與へる。つまり國子監は、府州と同じやうに、若干の解額を與へられてゐるのである。①それで解試のある時になるに、急に監生がぎやぐや四方から集つて來る。今迄入學してゐない者でも急に入學試験を受けて監生の資格を得て學校へ出るのです、此時は學校が滿員である。學校には寄宿舎があるが、此處も滿員の盛況を呈する。併し元來の目的が解試を受けるにあるので、其試験が濟んで了ふに、學生はさつさつ歸つて學校は再びガラ空きになる。つまり學校は受験者に利用されるので、此ではいかぬから監生の出缺を取つて出席五百日に及ばぬ者は解試を受けさせないことにしやうなき云ふ議論も出て、一度實行しかけたが間もなく

止めになつた。②宋の四代に仁宗は學問好きで天子だつたので、今迄の國子監を擴張して太學をつくり、學生に本氣に勉強させようと思つた。

當時宋は建國以來八十年もたち、長く平和が続いたので、民間にも向學の氣風が起り、彼方此方に私塾が出來た。また公立の府州學なごも出來た。廬山の白鹿洞は南唐時代からあつて私塾の代表的なものであり、大中祥符二年〔西紀一〇〇九〕應天府書院が出來て、之が府州學の嚆矢だといふことである。此等の地方學校は別に政府の定めた學令によつて送られたといふのでなく、地方の大官なごに熱心な人があるに、自由に經營してゐたので、何れも榮枯盛衰衰常なく、府州學も雖も矢張私塾の性質を有したものであつた。

宋代學校教育の上に見逃すことの出來ぬのは、佛教殊に當時民間に最も流行した禪宗の影響である。禪宗の寺には清規といふものがあつて、多數僧徒が共同生活を營む上に、整々たる秩序を保たせ、日常生活の規矩準繩を示してゐるが、學校の方には未だ斯ういふものがなかつ

た。併し多勢の學生を集めて教育し、其成績を挙げようとするには、是非一定の規則を設けて、之に従つて規律ある生活をさせねばならぬ。當時の教育家も次第にそれに氣がついて來た。

仁宗の天聖五年の頃、樞密副使の晏殊が罷めて知應天府となつた時、有名な范仲淹を府學の教授に聘した。そこで范仲淹は日課を定めて生徒に守らせ、且時々自ら寄宿舎を見まわつて嚴重に勵行した。③范仲淹は後に中央政府に入つて參知政事になつた人であるが、屢上官と衝突して地方廻りをさせられた。景祐の初頃知蘇州となつた事があつたが、此處で州學を建設して、その教授に胡瑗を辟した。この胡瑗、安定先生といはるゝ人が宋一代教育家の元祖であるが、始めて學規といふものを立て、規則だつた教育を行つた。④後に湖州の教授となり、經義齋治事齋といふ寄宿舎を設けて特殊な職業教育を授け、大いに成績を擧げて之が天下の評判となつたので、慶曆四年〔西紀一〇四四〕朝廷で大學を建てると其模範を胡瑗の湖州の學にこつた。やがて胡瑗も召されて國子直講〔國

子監を太學とした後も、其教官を暫くは國子直講と稱した〕となり太學生の教育に従事した。それで太學にも胡瑗の手になつた學規が行はれることになつたのであるが抑もこの學規なるものが、禪宗の清規を眞似たものであることは疑を容れぬ。

斯くして太學の外形も整ひ、當時教官には胡瑗の外に孫復とか、石介などいふ有名な學者が居つたので、段々隆盛に赴いたが、この太學は純然たる教育機關に止まつて政治上の意味を有してゐない。朱子は之を一大書會だ⑤と稱したが、その通り王立の經學研究所であつた。それが神宗の時、王安石が用ゐられて宰相となるや、太學の大擴張を行ひ、同時に之に政治的使命を賦與した。即ち此迄は太學は士を養ふ機關であつて士を取る機關ではない。士を取るには學校以外科擧に據つてゐる。併し科擧は只學の深淺、文の巧拙を見るこゝが出来ただけで、其人物如何は知るこゝが出来ぬ。藝は一日にして校す可きも、行は一朝にして知る可からず。されば養士と取士とを同一の機關で行つて、學問人物共に優秀なる者を、官

吏に採用しようといふのが王安石年來の持論であつた。^⑨

そこで熙寧元年〔西曆一〇六八〕太學を擴張して、定員を増し、之を上舍百人、内舍二百人、外舍六百人に分ち、試験によつて外舍から内舍へ、内舍から上舍へ進級させ且つ成績のよい者は科擧によらずに、直接學校から官吏に任命することゝした。之が王安石の三舍の法、或は單に舍法とよばれるものである。此に於て太學は科擧から離れても、夫自身に獨立した意義を有する權威ある官立學校となり、同時に政治的意味を帯びて來た。

三舍法は元祐中、舊法黨が政權を得た時代、一時廢止されたが、其後新法黨の時代に復活され、徽宗の時代なごは前にも増して獎勵され、太學生の數も外舍三千、内舍六百、上舍二百と定められ、更に三舍法を地方にも及ぼして、州學、縣學を地方に建て、何れも三舍法を行ひ縣學から州學に上せ、州學から太學に上せ、丁度現今の教育組織と殆ど變らない制度を立てた。その爲に全く科擧を廢して、官吏は凡て學校出身者を用ひやうと試み、之は嘗て范仲淹や、王安石の理想としてゐた所であるが、

一時實現しかけたのである。但し之は恐らく財政難の爲に途中で廢止になり、只太學にだけ舊通りに三舍法を行ふことにして北宋の終に至つた。

南宋では舊法黨系の政治家が勢力を得てゐたので王安石の新法は大抵廢止されたが、只役法と三舍法は相變らず、南宋の亡びる迄續いた。之は何等かの點で當時の社會狀態に適合した所である爲で、恐らくは北宋頃から社會に興起した士大夫階級の勢力確立と密接な關係があるのであらう。南宋時代には時によつて増減あるが三舍を合して概ね、八百人が實際の人數であつた。

支那歷代の中で太學の盛な時は漢唐を稱し、漢は太學二百四十房、千八百餘室、生徒三萬人、唐も學舍千二百間^⑩と言はれるが、其盛時は至つて短かく、又舍法もない宋以後、明清の國子監は太學に相當するもので、規則を見るに又、舍法に相當するものもあるが、實際には行はれて居なかつたやうである。時に斷續はあつても、兎も角前後二百年もの間歷した太學があり、舍法が行はれて、常に一、二千年もの學生が集つて、寄宿舎生活をし

てゐたのは宋代だけである。

註

①王應麟「玉海」卷一一二。建隆增修國子監の條。天聖七年八月甲午。詔。國子監。以五十人爲解額。

②「宋史」卷一五七。選舉志三。天章閣侍講王洙言。國子監。每科場詔下。許品官子。投狀試藝。給牒充廣文。太學。律學三館學生。多致千餘就試。試已則生徒散歸。講官倚席。但爲遊寓之所。殊無肄習之法。唐常聽講者。一二十人爾。廼限在學滿五百日。舊已嘗充貢者。止百日。本授官會其實。京朝官保任始預秋試。每十人與解。〔中略〕後諫官余靖。極言非便。遂罷聽讀日限。此は慶曆年間のことである。投狀二字。殿板に從然とあるは誤。王洙を王洙とあるも誤。今「圖書集成」の引用文によりて改めた。

③「文獻通考」卷四六。學校考七。太平興國二年。知江州周述言廬山白鹿洞。學徒常數千百人。乞賜九經肄習。詔國子監給本。仍傳送之。先時南唐昇元中。白鹿洞建學館。以本道爲洞主。掌其教授。

楊文公談苑。江州廬山白鹿洞。李氏日常聚書籍。以招徠四方之學者。有善田數十頃給之。選太學中通經者。授以他官。領洞事。以職教授。自江南北。爲學者爭轅焉。常不下數百人。厨廩豐給。太平興國初。洞主明起議。以田入官。而漸仕籍。得蔡州褒信簿。既乏供餽。學徒日散。室廬墮壞。因而廢焉。〔皇朝事實類苑卷六一〕又「容齋三筆」卷五參照。

④宋洪邁「容齋三筆」卷五。州郡書院の條。大中祥符二年。應天府民曹誠。卽楚丘戚同文舊居。造舍百五十間。聚書數千卷。博延生徒。講習甚盛。府奏其事。詔賜額曰應天府書院。命奉禮郎戚舜賓主之。仍令本府幕職官提舉。以誠爲府助教。宋興天下州府有學。自此始。

⑤「皇朝事實類苑」卷九。范文正の條。晏丞相。留守南京。仲淹遭母憂。寓居城下。晏公請掌府學。仲淹常宿其中。訓督學者皆有法度。勤勞恭謹。以身先之。夜課諸生讀書。寢食皆立時刻。往々潛至齋舍詞之。見有先廢者詰之。其人給云。〔中略〕不能對。乃罰之。

⑥丁寶書輯。「安定言行錄」卷下。弟子第四。范純佑。〔中略〕文正公守蘇州。首建郡學。聘胡先生爲師。立學規良密。生徒數百。多不率教。文正患之。時純佑尙未冠。輒白入學。商諸生之末。盡行其規。諸生隨之。遂不敢犯。〔范天成公家傳〕

⑦「安定言行錄」卷上。傳誌第一。規範第二。參照。

⑧「朱子語類」卷一〇九。可學曰。神宗未立三舍前。太學亦盛。曰呂氏家塾記云。未立三舍前。太學只是一大書會。當時有孫明復。胡安定之流。人如何不慕慕。

⑨「玉海」卷一一二。元豐太學三舍法の條。元豐二年八月二十九日。詔定太學條制。十二月十八日。中丞李定等言。藝可以一日校。行非歷歲月不可攻。今酌周官書。攷實興之意。爲太學三舍選察升補之法。上國子監勅式令。并學令凡百四十條。詔行之。此は李定等の言となつてゐるが王安石の代辯に過ぎぬ。

⑩宋章如愚「山堂考索」後集卷二七。學制。大觀二年五月庚戌。提舉京西南路學事路璠言。臣所領八州三十餘縣。比諸路最爲偏小。管學舍。乃至二千三百餘區。教養生徒三千二百餘人。贍學田業等。歲收錢斛六萬三千餘貫石。切計諸學舍生徒。田業錢斛之數。何翅數百萬。此曠古所未有也。

之に附隨して色々の弊害も起つた。同書卷二八。學法。崇寧五年七月甲辰。詔。州縣設學養士。訪問州縣官吏。并頑猾並緣爲姦。下行收買飲食什物。減刻侵欺。騷擾人戶。難與供辦。細民受弊。「中略」緣學事輒科配率斂。及下行買賣者。徒二年吏人公人。配千里。因而乞取贓。輕(？)者準此。

⑪宋李心傳「建炎以來朝野雜記」甲集卷一三。太學養士數の條參照。

⑫「文獻通考」卷四二。學校考三。「慶曆」四年。判國子監王拱辰等言。首善自京師。漢太學二百四十房。千八百餘室。生徒三萬人。唐學舍亦千二百間。今國子監才二百櫺。不足以容學者。

⑬按ずるに漢が太學二百四十房云々と稱せらるゝは順帝永建六年(西紀一三二)の擴張を行ひ、漸くにして太學生三萬人に及んだといふが、「質帝本初元年西紀一四六」桓帝の延熹九年(西紀一六六)には党錮が起り、靈帝中平元年(西紀一八四)には黃巾の賊が峰起して天下大亂に陥つたので、太學の盛時は數十年を出でない。唐は太宗の貞觀(西紀六二七—六四九)の間學舍千二百區、學生八千餘人とあるが、冊府元龜卷六〇四。陳子昂の則天武后。光宅元年(西紀六八四)の上奏によれば

國家太學之廢。積歲月久矣。學堂荒穢。略無人蹤。とあつて其盛時も僅々數十年に止まる。玄宗の時復振興されたが、間もなく安祿山の亂で學校どころでなくなつた。

⑭明では太祖の洪武十六年(西紀一三八三)國子監生三等高下の法を定めたのは、宋の三舍法を眞似たものであるが、何時の間にか壞れてしまつた。大政記に吏部主事李賢の上言として國家建都北京以來。太學日就廢弛。云々とあり、古今治平略に、先是定都北京。國子監仍順天府學之舊。百制未備。教戒居養之道缺。然士雜居營巷。「大政記」古今治平略は圖書集成、選舉典一五の引用による)とあれば、舍法の破壞されたのは永樂帝の北京遷都以後であらう。正統中(西紀一四三六—一四四九)國子監の改築を行つて、齋舍をも造つたが、童潢の圖書編卷八五。三途並用議に、今(西紀一五六二—一五七七)成均教養之法不具。獨令以資歷待選而已。非復如古之舍法。とあるのを見れば、明代には時に舍法のやうな事が行はれかけても、忽ちに有名無實になつて了つたやうである。

二三舍の法

それで宋代太學の特長となるものは三舍の法であるから、少しく立入つて之が解説を試みたい。國子監時代には監生の定員といふものは無かつた。①慶曆四年(西紀一〇四四)太學を建て、内舍生二百人の額を定めた。内舍

生さいふのは太學の齋舎〔寄宿舎〕に入つて官費で給養を受ける學生を云ふので、此外に聽講生があつて外舎生と稱し、別に額は設けなかつたが、後に外舎生の人員をも定めて、内外合せて六百人とし〔嘉祐三年西紀一〇五八〕次で神宋の熙寧元年〔西紀一〇六八〕内舎生の上に、更に上舎生百人を設け、外舎も六百人に額を増し、此に外舎〔豫科〕内舎〔本科〕上舎〔研究科〕の三階段、所謂三舎の法が出来上つた。

元豐二年〔西紀一〇七九〕再び太學の大擴張を行つて、外舎生二千人、内舎生三百人、上舎生百人と定め、八十棟の齋舎を作り、三十人宛を宿泊さして都合二千四百人を全部收容することにした。^③此で外舎生〔寮外通學生〕といふ意味はなくなつたのであるが、相變らず用ゐる豫科生をよぶことにした。同時に學令も發布されて三舎法は完成されたのである。哲宗の元祐年間〔西紀一〇八六一〇九三〕一時三舎法が廢止され、次に徽宗の時、太學の外舎を辟雍と名つけて外に移し、同時に額を三千人に増し百齋、一千八百七十二楹を造つて之を收容したが、

間もなく廢止して結局元豐の舊制に戻つた。^⑤南宋の太學も枝葉の點に於ては改正された所もあるが、根本の趣旨には變りがない。

太學に入るには先づ補試〔入學試験〕を受けねばならぬ。受験資格は原則としては州學に一定年限在學するを要し、州から公據〔證明書〕を貰つて來る。補試には、時の政府の意見によつて、混補を行ふ時と、待補を行ふ時がある。^⑥混補とは前述以上に受験資格を制限せずに、誰でも都に來つて試験を受けさせることを云ひ、待補とは受験者數を制限する爲に、各州から受験に出る者を、其州に於る解試終場人〔解試通過者、通過者〕にても解額以上に出たる者は省試受験資格を與へられぬ。解額は政府の法律にて定めしもの、終場人の數は地方文化の程度を示すの百分の三乃至六と定めるを云ふ。何れにもせよ、補試に合格すれば、州よりの公據を檢したる後、先づ外舎生として齋〔寄宿舎〕に入れられる。

齋には齋長、齋諭があつて、之は何れも上級生である。夫々の齋によつて専攻科目が定まり、何齋は詩、何齋は書

さいふ風に分れて、各々専門の教官、即ち博士について専攻する。但し諸生は直接博士から授業を受けずに別に學諭^③さいふ者があつて、之が先生の講義を聞いて來て、著書機のやうに一般學生に傳へるのである。

試験は年中休みなしにある。毎十日に一度行はれるのを課^④さいふ。毎旬三日の日の晚學官が齋長、齋諭を集めて問題を出し、齋長諭から一般學生に傳達され、翌日答案を提出する。初旬は經義、中旬は論、下旬は策と定つてゐる。毎月の終に私試^⑤があつて、之も孟月經義、中月論、季月策である。一年に一度。公試〔學年試験〕があつて、此時は二場に分ち、經義と論策を試みる。此等が凡て學科點となるもので、之を校藝^⑥さいふ。此外に毎月、齋長諭が舎生の品行を檢べて學官に提出するので、之を積行^⑦さひひ操行點になる。兩者を合せて積校、即ち平常點が出るので、優平の二等が及第點であり、出来る順から内舎生に進級せしめる。若し餘り成績が悪ければ退舎〔退學〕させられる。

内舎生になるに試験が大分樂になつて、私試若くは公

試の一方だけ受ければよいことになり、之が平常の學科點になる。二年に一度、舍試〔卒業試験〕さいふ重い試験があつて、此時は學校の教官が關係せず、政府から特別に試験官を派遣して、丁度科擧の省試の法の如くである。^⑧及第點は矢張優平二等に分れて、平常點を合せて其人の運命が決定される。

若し積校と舍試とが共に優なれば兩優釋褐^⑨さひひ、學生から一足さびに官吏に任命される。その待遇は科擧の殿試第一、若くは二人と同様で、其人を釋褐狀元^⑩さいふのはなか／＼六ヶしい。一優一平は上舎に進級の上、省試を免ぜられて、只殿試だけ受れば宜しい。兩平、又は一優一否は解試を免ぜられて、省試を受ける資格を與へられる。

註

①「宋史」卷一六五。職官志五。國子監の條。監生無定員。

②「玉海」卷一一二。學校。建隆增修國子監の條。熙寧元年正月。諫官滕甫等言。慶曆太學内舎生二百員。官給食。乞增置。詔於内舎生外增一百員。名上〔原文外は誤ならん〕舎生。舊制補試監生六百八。五月增爲九百人。

④⑤「宋史」卷一五七。選舉志三。「文獻通考」卷四二。學校考三。「玉海」卷一一二。學校。「圖書集成」選舉典第十一。學校部彙考五。等參照。

⑥宋李心傳「建炎以來朝野雜記」甲集卷一三。太學補試の條。太學補弟子員。故例每歲科舉後。朝廷差官鎖院。凡四方舉人。皆得就試。取合格者補入。謂之泥補。淳熙後。朝議以就試者衆。欲爲之限制。乃立待補之法。諸路漕司及州軍。皆以解試終場人數爲進。每百人取六人。許赴補試。此に舉人といふのは漢然たる言ひ方であるが、「宋史」卷一五七。選舉志三。「紹興」十三年兵事稍寧。始建太學。「中略」凡諸道住本州學。滿一年三試中選。不犯第三等以上罰「中略」者。聽充弟子員。又續いて。自中興以來。四方之士。有本貫在學公據。皆得就補。とあるを指すものらしく、北宋時代も同様であつたらう。

⑦「宋史」卷一六五。職官志四。國子監の條。凡八十齋。齋置長諭各一人。掌表率齋生。凡戾規矩者。糾以齋規五等之罰。仍月考齋生行藝。著于籍。

⑧同。學諭二十人。掌以所授經。傳諭諸生。

⑨⑩「宋史」卷一五七。選舉志三。凡私試。孟月經義仲月論。季月策。凡公試。初場經義。次場論策。此は元豐の制であらう次に課のことは

「山堂考索」後集卷二八。學法の條。紹興十三年。「中略」國子司業高開言。「中略」蓋太學之法。旬有課。月一周之。月有試季一周之。とあれば課も亦三場に分れたのである。そのやり

宋代の太學生生活(上) (宮崎)

方は、同じ所に、元祐六年。九月戊子。禮部臣僚上言。國子監「中略」。逐旬週三日。學諭出題。內試賦論。許於經史子通出。集「齋」長諭解脛「說?」。歸齋「生衍」諭諸生。次日早食前仍納。とあるが其他の時代も矢張同様であつたらう。

⑪宋周密「癸辛雜識」後集。太學の條。內舍一年。無三色試。已試公試者。不許赴私試。已試私試者。不許赴公試。

⑫同書。

⑬同書。又「建炎以來朝野雜記」乙集卷一六。太學生校定新制の條によれば、京都舊法。「中略」仍分優平二等。「積校」優等。再赴舍試。又入優等。則經自學官之。恩數與進士第一人等。所謂釋褐狀元也。又同書。甲集卷一三。釋褐狀元恩例の條によれば、淳熙六年には少しく下げて、殿試第二人の恩例を用ゐたことが見えてゐる。